



税金

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

令和6年度分の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧が始まります。固定資産税の納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と、雄武町内のほかの土地や家屋の価格とを比較できる制度です。

縦覧期間 5月31日(金)まで(9時～17時まで)(土・日曜日および祝日を除く)
縦覧場所 財務政策課窓口
縦覧のできる人

・雄武町内に所在する土地・家屋に係る固定資産税の納税者本人または代理人(委任状または同意書が必要)
間財務政策課課税係



安全

投資詐欺について

SNSなどの交流サイトを通じ、知り合った人に副業や外国為替証拠金取引(FX)などの投資を勧められてお金をだまし取られる「投資詐欺」の被害が多発しています。SNS上の「投資すれば絶対に儲

かる」という広告やメッセージに注意してください。

手口例

- ① 広告をクリックすると、SNSグループへ招待される。
- ② グループ内には指南役(先生)と呼ばれる人がいて、グループ内のほかの人から成功体験が語られる。
- ③ 成功体験を見て、指南役(先生)に個別に連絡を取ると、「FX投資」「水素エネルギーへの投資」などを勧められ、投資アプリをダウンロードさせられる。
- ④ アプリ上では資産が増えてるよう表示されているため、どんどん投資を続けてしまうが、実は偽の投資アプリで、投資したお金がすべて抜き取られてしまう。

対策方法

- ・ SNS上やインターネット上には、投資の詐欺広告や詐欺サイトがたくさんあることを知る。
- ・ 投資や副業で利益が出るなどのうまい話には乗らない。
- ・ SNSで知り合った相手からのお金の要求には応じない。
- ・ 暗号資産など、よく理解できないものには投資しない。

間興部警察署

☎ 0158・82・2110

交通安全に尽力された功績をたたえて

長年、交通安全活動に取り組んで

4月は「20歳未満飲酒防止強調月間」です。成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、社会的にも大きな影響を与えます。

「20歳未満飲酒防止強調月間」について

これを未然に防止するためには、20歳未満の者が「なぜ自分たちはお酒を飲んではいけないのか」を理解できるように、学校での教育のほか、家庭や地域社会においてもしっかりと説明するなど、大人の責務として社会全体で取り組む必要があります。

●20歳未満の者がお酒を飲んでいけない5つの理由

- ・ 脳の機能を低下させます。
- ・ 肝臓をはじめとする臓器に障害を起しやすくなります。
- ・ 性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります。
- ・ アルコール依存症になりやすくなります。
- ・ 20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律があります。

●20歳未満の者の飲酒防止に関する法律

20歳未満の者の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。この法律では、①親や親の代理を

する者は、監督する未成年者の飲酒を制止しなければならない、②酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者が飲むことを知りながら酒類を販売・提供してはならないこととされており、①に違反した場合は料料、②に違反した場合は、50万円以下の罰金が課されることとされています。

また、酒類を扱う販売業者や飲食業者は、20歳未満の者の飲酒防止に資するため、年齢確認などの必要な措置を講ずることとされています。

●20歳未満の者の飲酒防止のための取組

国税庁の取組み

- ・ 酒類業者に対して、20歳未満の者に酒類を販売しないよう指導するとともに、酒類の容器または包装には「20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されている」旨を、酒類の陳列場所には「酒類の売場である」旨および「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するよう指導しています。

- ・ 20歳未満の者の飲酒防止をはじめとする酒類の適正な販売管理の確保を図るため、酒類の販売場ごとに「酒類販売管理者」の設置を義務付けています。

また、酒類販売管理者が長時間不在となる場合などには、代わりとな

きたとして、交通指導員を務める館雅治氏が北海道善行賞および北海道交通安全推進委員会会長表彰の2つを受賞されました。これまでの活動に感謝と敬意を表すとともに心からお祝い申し上げます。(2月26日撮影)



↑(写真左から)高橋町長、館雅治氏、中村文隆住民生活課長

間総務課防災交通係

雄武町犯罪被害者等支援条例の制定について

雄武町犯罪被害者等支援条例を制定しました

町では、犯罪被害に遭った人が一日も早く平穏な生活を営むことができるよう支援するため、「雄武町犯罪被害者等支援条例」を制定しました。**施行年月日** 4月1日 **基本理念**

- ・ 犯罪被害者などの個人の尊厳を保障
- ・ 犯罪被害者などの事情に応じた適切な支援の実施と、再被害および二次的被害防止のための配慮
- ・ 必要な支援を途切れなく提供

町の責務

・ 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し実施

町民の責務

・ 犯罪被害者などが置かれている状況や支援の必要性について理解

事業者の責務

- ・ 二次的被害の防止についての配慮
- ・ 犯罪被害者等支援施策への協力
- ・ 犯罪被害に遭った人に見舞金を支給。遺族見舞金30万円、傷病見舞金10万円。
- ・ 日常生活上の必要な公的サービスなどについての相談、情報提供。
- ・ 町営住宅等の優先入居や一時入居など、居住の支援。
- ・ 再被害、二次的被害を防止するため、防犯指導、個人情報適切な取扱いの確保など。

この条例の施行に合わせ、町と興部警察署とが緊密に連携を図るため、3月18日に協定を締結しました。



↑(写真左から)木下清人興部警察署長、碓一寿興部町長、高橋健仁雄武町長、菊池博西興部町長

間総務課防災交通係

係る契約を締結した場合には、その土地が所在する市町村に届け出が必要です。

雄武町では、取引面積が都市計画区域で5千㎡以上、そのほかの区域で1万㎡以上の場合に届け出が必要となります。

届出者

- ・ 土地の権利取得者
- ・ ※売買であれば買主

届出期限

契約締結日を含め2週間以内

届出事項

- ・ 契約当事者の氏名・住所など
- ・ 契約締結年月日
- ・ 土地の所在、面積
- ・ 権利の種類、内容
- ・ 取得した土地の利用目的
- ・ 土地対価の額

提出書類

- ・ 届出書(窓口備え付け)
- ・ 土地取引に係る契約書の写し、またはこれに代わる書類
- ・ 土地および付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
- ・ 土地の形状を明らかにした5百分の1から2千分の1程度の図面
- ・ そのほか(委任状など)

罰則

届け出をしないと法律で罰せられることがあります。(6か月以内の懲役または100万円以下の罰金)

間総合政策課

その他

大規模な土地取引の届け出について

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、大規模な面積の土地取引に



間総務課
☎ 0158・23・2191

https://www.nta.go.jp